

KOSAIDO 光 プロバイダーサービス 別紙料金表

平成 28 年 2 月 8 日版

株式会社廣濟堂

通則

1 料金の計算方法等

- 1.本サービスに係る利用料、および手続き費等は、この KOSAIDO 光 プロバイダーサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するほか、当社が別に定めるところによります。
- 2.本サービスに係る利用料、および手続き費等は、暦月ごとに取りまとめ、翌月に契約者に請求し、契約者は請求のあった翌月末までに所定の方法で支払うものとします。
- 3.月額料金等は、別に定めのない場合に限り、初月無料、解約月は 1 ヶ月分の金額を支払うものとし、日割り請求、日割り返金を行いません。なお、初月の解約の場合は、1 か月分の金額をお支払いいただきます。
- 4.契約者が本サービス利用契約の解除を希望する場合は、当社所定の書面により本サービス利用契約の解除の申請を行うものとし、解約希望月の前月末までに当社に提出するものとします。
- 5.料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

2 消費税相当額の加算

KOSAIDO 光 プロバイダーサービス規約の規定により料金表に定める料金および工事に関する費用等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

（注 1）この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

（注 2）この規約の規定により支払いを要することとなった料金または工事に関する費用については、消費税相当額込に定める額に基づき計算した額と異なる場合があります。

3 料金等の臨時減免

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

料金表

初期費用	0 円 (税抜)
月額利用料	1,000 円 (税抜)

附則

本約款は平成 28 年 2 月 8 日より効力を有するものとします。